

— 第3期 —

湯浅町

子ども・子育て支援 事業計画

概要版



令和7年3月
湯浅町

計画策定の背景と趣旨

近年、共働き世帯・ひとり親世帯の増加によって低年齢時からの保育ニーズが増大するも保育士数の確保や保育施設の受け入れが間に合わない、地域のつながりの希薄化によって目の行き届きにくくなったこどもが児童虐待・ヤングケアラーといったこどもの権利を脅かすような事態に巻き込まれる等、我が国における子ども・子育てを取り巻く環境は常に変化し続けています。

国は、平成24年、「子ども及び子どもの養育者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することのできる社会の実現」を目的として「子ども・子育て支援法」を制定しました。平成27年から施行された子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められ、令和6年の法改正でも新たな施策が盛り込まれています。

本町においては、子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進するため策定した第2期計画の期間が令和6年度で満了となること及び令和5年に設立したこども家庭庁の方針、同時に施行された「こども基本法」を踏まえ、近年の社会潮流に沿った「こどもの育ち」への支援促進に向けて、「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」の内容を含むものとしします。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年とします。

計画最終年度である令和11年度には、計画の進捗状況の確認・検証を行います。計画期間中も国の動向や社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
				見直し					見直し					見直し
第1期計画				第2期計画					本計画					



計画の基本理念／施策体系

本町では、こどもたちの生きる力を育む環境及びすべての家庭が安心して心穏やかに子育てができる環境を家庭や地域、関係機関等が連携しながら社会全体でつくることを目指してきました。大切な宝物であるこどもたちが健やかに成長し本町の担い手として未来に羽ばたいていけるよう、引き続き「子ども・子育てを社会全体で支えていく」という覚悟・決意を持ち、支援に取り組んでいく必要があります。また、こどもの育ちにとって何より大切なのは、温かな家族と安心して過ごせる環境です。保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としつつ、保護者がその役割を果たしこどもに最善の利益が与えられるよう支援していくことが、地域社会の重要な役割といえます。

以上の考え方と第1期計画・第2期計画を踏まえ、本計画では、下記の基本理念を掲げます。

基本理念

こども一人ひとりが輝き、温かい心を育むまち 湯浅町

基本目標

1.
こどもたちが将来にわたって
輝ける環境づくり

2.
自分らしさと温かな心を育む
地域社会の実現

3.
共に支え合い互いに認め合う
地域コミュニティの確立

施策の展開

(1)子育て支援事業の充実

(2)幼児教育・学校教育の充実

(3)青少年の健全育成

(4)生涯学習の推進

(5)母子保健・小児医療等の充実

(1)人権尊重の社会づくり

(2)男女共同参画社会の実現

(3)こどもの安全の確保

(1)児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進

(2)障がい児福祉の推進

(3)児童虐待防止体制の充実

(4)こどもの貧困対策の充実

(5)地域コミュニティの充実

施策の推進

1

こどもたちが将来にわたって輝ける環境づくり

(1) 子育て支援事業の充実

共働き世帯の増加をはじめ親の就労形態が多様化している昨今、子育て支援事業の充実の本町で子育てしたいと考える人を増やすこと及びこどもたちが健やかに成長していくことに欠かせない重要施策であるため、保育サービスや相談体制の向上に努め、子育てしやすい町づくりを推進します。

≫施策の方針 ①保育サービスの充実 ②相談体制の強化 ③連携体制の整備

(2) 幼児教育・学校教育の充実

幼児教育・学校教育の場は、こどもが家庭以外で多くの時間を過ごし学びを得る場としての重要な役割を担っています。こどもたちが良好な環境に身を置き生活できるよう、教育施設の機能面の強化、仕組みの整備等を推進します。

≫施策の方針 ①幼児教育の支援 ②学校教育の充実 ③こどもの課題への対応

(3) 青少年の健全育成

本町の未来を担うこどもたちが、社会の中で非行やいじめ等に巻き込まれることなく健全に育成されるよう、地域の関連団体及び各施設の職員が連携し、多方面からこどもたちを見守る体制の整備を推進します。

≫施策の方針 ①見守り体制の強化 ②放課後児童クラブの推進

(4) 生涯学習の推進

町民が「いつでも、どこでも、誰でも」取り組める生涯学習を通じて、より良い「人づくり、地域づくり、絆づくり」を推進します。

≫施策の方針 ①生涯学習内容の充実 ②こどもを含む町民間交流の推進

(5) 母子保健・小児医療等の充実

安心して妊娠・出産・子育てができる環境が整備されていることは、子育て世帯にとって重要なニーズの一つであるため、母子それぞれが心身ともに健康に生活していくための各種支援・施策を推進します。

≫施策の方針 ①母子保健事業と食育の推進 ②小児医療ニーズへの対応



2

自分らしさと温かな心を育む地域社会の実現

(1) 人権尊重の社会づくり

社会生活と深く関わる「人権問題」により本町のこどもたちの自己実現が阻まれることのないよう、町民同士が他者を尊重し、自他ともに認め合える地域社会の実現を目指します。

≫施策の方針 ①啓発活動の推進 ②関連団体・施設の活動

(2)男女共同参画社会の実現

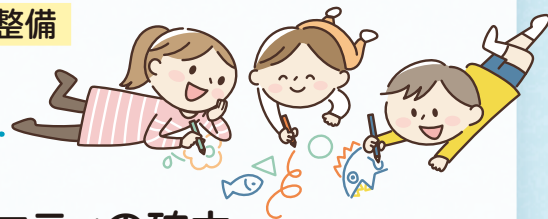
女性の社会進出により、男女共同参画社会実現への意識の向上や取組の強化は各分野・施設で見受けられるものの、「子育て」に関しては、依然として職場における男女格差が残っていると考えられます。町民のライフステージに合わせ、働く女性への制度面の支援や夫婦での子育てに関する啓発等を推進します。

≫施策の方針 ①関連機関と働く女性への支援 ②ライフステージごとの支援の推進

(3)こどもの安全の確保

こどもの健やかな育ちや子育てへの支援を進める中、家庭外で過ごす時間のこどもの安全確保のためには、こどもを取り巻く地域環境の整備が不可欠です。地域の各機関と横断的に関わり広く連携しながら、本町のこどもを守り育てていく取組・施設の充実に努めます。

≫施策の方針 ①交通安全教育の徹底 ②安全確保のための環境整備



3

共に支え合い互いに認め合う地域コミュニティの確立

(1)児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進

本町における児童福祉については、少子化が急速に進行している現状を踏まえ、こどもを生き育てやすい社会環境の整備を目的とした施策を中心に据えつつ、併せて特別に支援を要する児童への施策を推進します。

≫施策の方針 ①関連団体・施設の支援 ②こどもに関わる環境の整備

(2)障がい児福祉の推進

障がいのあるこどもが本町で安心して暮らしていけるようにするため、また、障がいの有無によりこどもが分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、町内の障がい児福祉に関連する各種サービスの支援を推進します。

≫施策の方針 ①障がい福祉サービスの充実 ②こどもを支える環境の整備

(3)児童虐待防止体制の充実

様々な社会情勢の事情により社会全体として子育てにおける地域間連携が薄れ、児童虐待等が原因で社会的養護を必要とするこどもが増加しています。こうした現状に対応すべく、地域の関連団体や地域住民の目を借りつつ、児童虐待の予防・防止に向けた多方面からの対策強化を推進します。

≫施策の方針 ①児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進
②関連機関と連携した見守り体制の強化

(4)こどもの貧困対策の充実

本町のすべてのこどもたちが貧困による苦勞を負うことなく希望をもって日々を過ごせるよう、貧困の問題を家庭のみの責任とせず、地域社会全体で解決していくことを目指します。

≫施策の方針 ①こどもへの支援の推進 ②家庭への支援の推進

(5)地域コミュニティの充実

こどもの育ちを家庭のみではなく地域社会全体で見守っていくためには、「町民同士で互いに支え合う力」を強化していくことが必要です。子ども・子育てに関する情報発信を通じ、町民に対して子育て支援への積極的な働きかけを促すことで、地域コミュニティの活性化を推進します。

≫施策の方針 ①コミュニティ意識の高揚・浸透 ②コミュニティ活動の推進

量の見込みと確保方策

1 教育・保育事業

本町には、令和6年度現在、教育ニーズ・保育ニーズの両方を担う施設として認定こども園が3園、保育ニーズの対象施設として公立保育所が1園あります。今後は少子化が進んでいくと予想されるものの、保護者の利用ニーズの動向の変化に対応できるよう、余裕を持たせた提供体制の確保に努めます。

各区分の上段:量の見込み 各区分の下段:確保方策

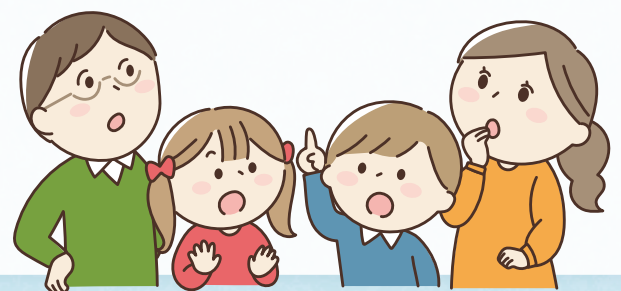
区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定(教育ニーズ、3~5歳)	人	28	27	24	19	18
2号認定(教育ニーズ、3~5歳)		56	56	56	56	56
2号認定(保育ニーズ、3~5歳)	人	147	141	130	109	103
		164	164	164	164	164
3号認定(保育ニーズ、0歳)	人	15	15	15	15	15
		24	24	24	24	24
3号認定(保育ニーズ、1歳・2歳)	人	76	73	65	65	61
		91	91	91	91	91

2 こども誰でも通園制度

「子どものための教育・保育給付」を受けていない(保育所、認定こども園等に通っていない)0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況と養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供・助言、その他の援助を行う新制度です。本町では、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

上段:量の見込み 下段:確保方策

対 象	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳・1歳・2歳	人日 (延べ利用人数)	-	2	2	2	2
		-	2	2	2	2



各事業においては、利用ニーズや需給状況を鑑みながら、提供体制の確保に努めます。

各事業の上段:量の見込み 各事業の下段:確保方策

事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	人	62	59	55	50	48
		62	59	55	50	48
放課後児童健全育成事業	人	170	168	168	166	175
		170	168	168	166	175
子育て短期支援事業	人日	4	4	4	4	4
		4	4	4	4	4
地域子育て支援拠点事業	人回	356	338	322	322	308
		356	338	322	322	308
一時預かり事業 (幼稚園等での預かり保育)	人日	398	385	359	301	284
		398	385	359	301	284
一時預かり事業 (保育所等での一時保育)	人日	62	59	55	50	48
		62	59	55	50	48
病児・病後児保育事業	人日	57	57	57	57	57
		57	57	57	57	57
ファミリー・サポート・ センター事業	人日	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
妊婦健診事業	人	60	60	60	60	60
		60	60	60	60	60
乳児家庭全戸訪問事業	人	30	31	30	29	28
		30	31	30	29	28
養育支援訪問事業	人	10	10	10	10	10
		10	10	10	10	10
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業	人回	60	60	60	60	60
		60	60	60	60	60
産後ケア事業	人日	65	65	65	65	65
		65	65	65	65	65

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本町では、家庭・行政だけではなく、地域社会、教育・保育施設、学校、企業等の様々な活動主体と連携・協働することで、計画の着実な実施と推進を図ります。

2 計画の評価・確認

国の基本指針に基づき、子ども・子育て会議において実施状況の点検・評価を行うとともに、計画期間中、量の見込みと実績とが大きく乖離する場合等においては、適切な事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しを行います。



3 近隣市町や県との連携

子ども・子育て支援施策等の円滑な提供のためには、本町にない施設・事業の利用等、近隣市町を含む広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合があり、国や県の制度に基づいて実施する事業については、県との密な連携・情報共有が必要です。本町では、必要に応じて近隣市町や県と調整を行いながら、本計画の取組の推進を図ります。

第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画

【発行日】令和7年3月 【発行】湯浅町 【編集】教育委員会

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668-1
TEL:0737-63-1111 FAX:0737-62-3601